

ホームヘルプサービス
夢ふうせん つばき
運営規程

株式会社 エムリンク

ホームヘルプサービス 夢ふうせんつばき 運営規程

(指定訪問介護及び指定1号訪問事業(訪問介護相当サービス))

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 株式会社エムリンクが開設するホームヘルプサービス夢ふうせんつばき(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定1号訪問事業(訪問介護相当サービス)(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、介護状態または要支援状態等(以下「要介護者等」という。)にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性、環境状況を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたり支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの、綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第2章 事業所の名称等

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプサービス夢ふうせんつばき
- 2 所在地 北海道北見市光西町 169-38

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- 1 管理者 1名 (兼務あり)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者
介護福祉士 1名以上 (専任)

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等

初任者研修修了者 または介護福祉士 等 1 名以上

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月～金 ※12月30日～1月3日を除く

2 営業時間 8：30～17：30

※ 但し、ご利用者様のご希望があった場合には、休日及び時間外での、サービス提供が可能

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、身体介護及び生活援助とする。

（利用料等）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、又は市町村が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額又は市町村が定める額の負担割合分とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて事業に要した交通費は、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、原則、往復1000円とする。但し、往復60kmを超える場合は、実費徴収とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は北見市とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 訪問介護員等はサービス提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

第3章 運営に関する重要事項

（内容及び手続きの説明及び同意）

第10条 事業の開始に際し、管理者若しくは訪問介護員等は、利用申込者若しくはその家族に、サービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

（秘密保持）

第11条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得なければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果について、訪問介護員等その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、訪問介護員等その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は令和7年5月1日に施行する。